

平成 3 0 年 4 月 2 5 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 純 一

平成 3 0 年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う  
自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の改定（平成 3 0 年 4 月 1 日実施）に伴い、本年 4 月 1 日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、平成 3 0 年 4 月 3 日付日医発第 11 号（保 5）によりご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いにつきましても、本年 4 月 1 日の診療より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなりますのでご連絡申し上げますとともに、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成 3 0 年 4 月 1 日以降の診療におきまして、算定方法等の取扱いが改定され主な項目は以下のとおりでありますので、ご留意いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

【平成 3 0 年 4 月 1 日以降の主な改定項目】

1. 四肢以外に行った創傷処置（100 ㎢未満）の取扱い

今般の診療報酬改正に伴い J 000 創傷処置（100 ㎢未満）が 4 5 点から 5 2 点へ引き上げられました。四肢加算対象外の部位に当該処置を行った場合、従来どおり 4 5 点として算定し、外来管理加算の特例の取扱いとなります。

2. 術中透視装置使用加算について

術中透視装置使用加算の対象部位に、中手骨、手の種子骨、指骨（基節骨、中節骨、末節骨）、踵骨・舟状骨以外の足根骨を追加しました。

詳細な算定要件につきましては、「平成 30 年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成 30 年 4 月 3 日付日医発第 11 号（保 5））」をご参照いただきますようお願いいたします。

3. 職業復帰訪問指導料について

対象者の要件である入院治療を伴わず通院療養を継続している期間を短縮。

3ヶ月以上 → 2ヶ月以上

4. 職場復帰支援・療養指導料について

①対象者の要件である入院治療を伴わず通院療養を継続している期間を短縮。

3ヶ月以上 → 2ヶ月以上

②療養・就労両立支援加算の新設（600点）

詳細な算定要件につきましては、詳細な算定要件につきましては、「平成30年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成30年4月3日付日医発第11号（保5）」をご参照いただきますようお願いいたします。